

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第2期平田村まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

福島県石川郡平田村

3 地域再生計画の区域

福島県石川郡平田村の全域

4 地域再生計画の目標

本村の人口は1980年の8,804人をピークに減少しており、住民基本台帳によると2024年には5,318人まで減少している。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本村の人口は2030年には4,728人程度、2035年には4,235人程度まで減少するとされている。

年齢3区分別人口推計をみると、生産年齢人口、年少人口は1980年以降一貫して減少傾向にある。生産年齢人口については、1990年から30年間で約40.9%の減少、年少人口については約70.4%と大幅な減少が続いている。

生産年齢人口と年少人口が年々減少する一方で、老年人口は増加している。2000年には老年人口が年少人口を上回り、2020年には、老年人口が年少人口の約3.52倍となった。また、高齢化率も年々上昇し、2020年には35.3%となっている。

自然増減をみると、本村では自然減の状態が続いている。本村の出生数は、2006年までは70人前後で推移していたが、2007年以降は減少傾向を示している。また、死亡数についてはあまり顕著な行動は示されていないものの、2007年以降100人を超える年が多くなっている。他の年齢階層に比べ死亡率の高い高齢者の占める割合が増加していることから、死亡数は増加傾向にあると考えられ、今後も少子化と高齢化による加速度的な自然減が進行する。

社会増減をみると、2002年以降すべての調査年で社会減となっており、本

村では長らく社会減が続いている。本村の転入者数はほぼ一定で推移しており、近年はおおむね160人～170人程度となっている。転出の主たる要因である進学、就職にあたる世代が少ないため、転出数は若干の減少傾向にあり、2005年の303人以降ほぼ横ばいで推移している。

生産年齢人口の減少による就業者数の減少は、地域経済の縮小を招き、人口減少と地域経済の縮小を繰り返す悪循環に陥ることとなる。また、過疎化の進行により、生活基盤の維持が困難になり、地域を支えるコミュニティ活動も困難となることで、地域の活力・文化の喪失が懸念される。

さらに、後継者不在による地域産業の衰退が進み、地域で培われてきた技術・産品が失われていくことにつながる。企業の減少は、財政規模の維持を困難にさせ、公共サービスの縮小・廃止へつながることが懸念される。

自然減と社会減が同時進行する本村の人口減少問題に対応していくためには、「しごと」と「ひと」の好循環をつくとともに、この好循環を支える「まち」の活性化が必要となる。この2つを同時並行的に推進していくことで、人口減少に歯止めをかけ、将来に向かって安定的に人口を維持していくことができる社会を展望し、2030年に約4,700人、2035年に約4,500人を維持することを目標とする。

本村では、人口減少対策を目的とする「平田村デジタル田園都市構想総合戦略」を見直し、次の5項目を基本目標に掲げて事業推進に努める。

- 基本目標1 安心して働けるむらづくり
- 基本目標2 ひとが賑わうむらづくり
- 基本目標3 結婚・出産・子育てに優しいむらづくり
- 基本目標4 未来へつなぐむらづくり
- 基本目標5 デジタル技術を活用したむらづくり

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	KPI	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2030年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標

ア	製造品出荷額 ※工業統計調査	17,108百万円	20,000百万円	基本目標 1
	農産物販売額	1,014,652 千円	1,100,000 千円	
イ	転出超過の抑制 (転入－転出)	-126人	-100人	基本目標 2
ウ	結婚希望率 ※村民アンケート	59.1%	65.0%	基本目標 3
	合計特殊出生率	1.29%	1.41%	
エ	平田村の暮らしやす さ ※村民アンケート	55.3%	60.0%	基本目標 4
オ	行政手続きのオンラ イン化 (国民の利便 性の向上に資する31 業務)	38%	87%	基本目標 5

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

第2期平田村まち・ひと・しごと創生推進計画

ア 安心して働けるむらづくり事業

イ ひとが賑わうむらづくり事業

- ウ 結婚・出産・子育てに優しいむらづくり事業
- エ 未来へつなぐむらづくり事業
- オ デジタル技術を活用したむらづくり事業

② 事業の内容

ア 安心して働けるむらづくり事業

基幹産業である「農林業」の維持と発展につながる施策を講じるとともに、農地を活用した6次化産業の取組を推進し競争力の高い「ブランド」構築と新たな販路の確立を目指す。また、本村の道路交通の優位性を生かした企業誘致や起業支援による新たな産業の確保を目指し取り組み、若い世代が安心して働くことができる環境づくりを目指し、産業経済の維持のため若者等の人事育成と確保のための取組を推進する事業。

【具体的な取組】

- ・道の駅ひらた笑顔のむらづくり事業
- ・農業生産力の強化
- ・農業従事者の確保・育成
- ・新たな企業の誘致
- ・事業継承、創業、経営改善等の中小企業支援
- ・若者、女性の活躍推進
- ・広域連携事業（創業支援体制の整備）
- ・石川地方企業合同説明会事業 等

イ ひとが賑わうむらづくり事業

ジュピアランドひらた、道の駅ひらたを観光・交流の重要拠点とし、山鶏滝などを含めた周遊観光地への誘客、スポーツイベントなどを通じた交流人口の拡大と地域の活性化を図り、将来的な定住・移住へとつなぐ事業。また、空き家・空き地の有効活用による住宅・住宅地の確保のほか、住宅新築のための誘導施策を展開する。移住の促進においては、県や関係機関と連携した積極的なイベントの実施等による認知度の向上を図り、関係人口の創出・拡大を目指す。

【具体的な取組】

- ・道の駅ひらた移転再整備事業
- ・「いきつけの田舎」創生事業
- ・ひらたコンシェルジュ育成事業
- ・空き家対策事業
- ・PPP／PFI住宅整備事業（定住促進住宅新規開発事業）
- ・観光交流等拠点開発整備事業
- ・スポーツクラブ運営事業
- ・観光PR事業
- ・空き家・空き地バンク事業
- ・住宅取得支援事業
- ・移住支援金給付事業（「感動！ふくしま」プロジェクト）
- ・若者向け分譲住宅地整備事業
- ・移住希望者への情報発信
- ・おためし移住体験事業
- ・地域おこし協力隊活用事業 等

ウ 結婚・出産・子育てに優しいむらづくり事業

出会いの機会づくりや子育て世代の経済的負担を軽減し、情報発信と併せた子育て世代の相談・支援体制の充実を図る。また、仕事と子育ての両立が図られるよう、村内の事業者や企業に対し、職場環境の整備や育休制度の周知を行い、時代とともに変化する子育て世代の希望の把握に取り組む事業。

【具体的な取組】

- ・0歳児保育
- ・こども園利用者負担額、給食費軽減事業
- ・放課後児童クラブ運営事業
- ・ファミリーサポート事業
- ・健康保持、増進事業（子ども医療の充実）
- ・子育て支援補助事業
- ・婚活事業
- ・結婚新生活支援事業 等

エ 未来へつなぐむらづくり事業

暮らしの中で豊かな自然の恵みや四季の変化が感じられるよう、自然保全や廃校・耕作放棄地などの有効利用を図りながら、安らぎのあるむらづくりを目指す事業。また、近隣自治体との共通する行政課題解決のため、広域的連携・協力体制の強化に取り組む。さらに、老後も住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活関連サービスや地域活動の場を集めた「小さな拠点」の形成について検討を進めることに取り組む。

【具体的な取組】

- ・企業と地域との交流の推進
- ・高齢者食材宅配・見守り事業
- ・高齢者の生きがいをづくりと社会参加体制整備
- ・廃校利活用事業
- ・小さな拠点構想
- ・域学連携促進事業
- ・中央公民館および村内体育施設等の開放
- ・人に優しい案内表示板設置事業
- ・広域連携事業（連携中枢都市圏事業含）等

オ デジタル技術を活用したむらづくり事業

村民の利便性向上、また、住民サービスの向上を図るため、行政手続きのオンライン化を推進する事業。専門的なデジタル知識を有する人材の育成・確保に努め、デジタル化によって地域の課題解決に取り組む。また、年齢や障害の有無に等に関わらず、誰もがデジタル化の恩恵を享受できるための取組を推進する。

【具体的な取組】

- ・自治体フロントヤード改革の推進
- ・自治体セキュリティ対策の徹底
- ・自治体のAI・RPAの利用推進
- ・各種申請等の押印省略
- ・マイナンバーカードの普及・利活用促進
- ・キャッシュレス納税をはじめとする利便性向上

- ・ 農業分野におけるスマート農業技術活用の推進
- ・ 学校・こども園におけるデジタル技術の活用
- ・ 高齢者向けスマートフォン教室の実施 等

※なお、詳細は平田村デジタル田園都市構想総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

50,000千円（2026年度～2030年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度3月頃に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決める。検証後本村公式ホームページで公表する。

⑥ 事業実施期間

2026年4月1日から2031年3月31日まで

6 計画期間

2026年4月1日から2031年3月31日まで